

川口市動物愛護推進員募集について

川口市では、動物の愛護と適正な飼養を推進するため、動物の愛護及び管理に関する法律第38条第1項及び川口市動物の愛護及び管理に関する条例第13号の規定に基づく「川口市動物愛護推進員」を募集します。

動物愛護推進員は、犬、猫等の動物の愛護や正しい飼い方について市民の理解を深めるため、ボランティアとして積極的かつ自主的に活動を行っていただくことを目的として委嘱するものです。

このような趣旨を御理解いただき、人と動物との調和のとれた共生ができる地域社会を目指し、動物愛護の推進に熱意を持ち、市の施策に御協力いただける方を広く募集します。

- 1 活動内容
 - (1) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について市民の理解を深めること。
 - (2) 市民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
 - (3) 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
 - (4) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために市が必要な協力をすること。
 - (5) 災害時において、市が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。
 - (6) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養に関する地域の情報を、市に提供すること。
 - (7) その他動物の愛護と適正な飼養の推進のために市長が必要と認めること。
- 2 注意事項
 - (1) 市が実施する事業への協力や研修会への参加をしていただくことがあります。
 - (2) 定期的な活動報告の提出をしていただきます。
 - (3) 動物愛護推進員として氏名の公表をいたします。
 - (4) 活動を行う上で知り得た個人情報等について、第三者に漏らしてはいけません。なお、動物愛護推進員としての任を解かれた後も同様です。
- 3 任 期 委嘱の日から令和9年9月30日まで
- 4 報 償 等 動物愛護推進員活動に対する報償費及び活動に要した費用等の支給はありません。

5 応募資格 以下の要件をすべて満たす方

- (1) 市又は市に隣接する他の市（県内に限る。）に在住、在勤又は在学する20歳以上の方のうち、動物の愛護と適正な飼養について熱意と識見を有するとともに、動物愛護に関する活動実績がある方
- (2) 動物の愛護と適正な飼養の推進について、市が行う施策に協力できる方
- (3) 法その他関係法令に違反する行為等により、行政からの文書による勧告、命令又は処分等を受けたことがない方

6 応募方法 以下のいずれかの方法で申請してください。

(1) オンラインによる申請

以下のフォームより必要事項を入力の上、申請してください。



URL : <https://logoform.jp/form/zRQD/599048>

(2) 窓口持参又は郵送

以下の書類を窓口を持参又は郵送してください。

ア 応募申請書（様式第1号）

イ 小論文「動物愛護推進員として活動したいこと」

※参考様式または原稿用紙等にご自身の考えを800字以内で記述したもの。

※ワープロ等で作成の場合は、白紙ベタ打ち（氏名併記）でも可。

※提出いただいた書類は返却できませんので、御了承願います。

【郵送先】

〒332-8601 川口市青木2-1-1

川口市保健所生活衛生課動物愛護係

【持参先】

〒334-0011 川口市三ツ和1-14-3

川口市保健所生活衛生課動物愛護係

7 選考方法 応募申請書及び小論文の書類審査及び面接結果により決定します。

※面接の日時や会場等詳細は、改めてお知らせします。

8 結果報告 選考結果は、応募者全員に個別にお知らせします。

また、動物愛護推進員の委嘱が決定した方には委嘱書を交付します。

※交付日時等詳細は、改めてお知らせします。

9 問合せ先 川口市保健所 生活衛生課 動物愛護係

TEL 048-229-3979（平日 8:30～17:15）